

国立大学法人九州大学役員退職手当規則

平成16年度九大規則第106号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 3年 3月30日
(令和2年度九大規則68号)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の受給者)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときにはその役員に支給し、死亡したときにはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号に該当し解任された場合は除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額とし、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経てこれを増額し、又は減額することができる。ただし、第5条及び第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額に100分の83.7を乗じて得たそれぞれの額の合計額とし、役職別期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経てこれを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減じるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減じるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなし、その者の退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、総長の要請に応じ、引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する

職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条ただし書の適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、総長が別に定める。
- 3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員になった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は第3項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は、支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間(国家公務員として引き続いた在職期間を含む。)を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、総長が別に定める。

(本学職員等との在職期間の通算)

- 第7条 役員が、引き続いて本学職員(国立大学法人九州大学職員退職手当規程(平成16年度九大就規第27号。以下「職員退職手当規程」という。)第1条に規定する職員をいう。)となったときは、この規則による退職手当は、支給しない。
- 2 本学職員が引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた本学職員としての在職期間を含むものとする。
 - 3 役員が、引き続いて他の国立大学法人等(職員退職手当規程第11条に規定する他の国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。)の役員又は職員となり、その者の役員としての在職期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における役員又は職員としての在職期間に通算されることと定められているときは、この規則による退職手当は支給しない。
 - 4 他の国立大学法人等の役員(他の国立大学法人等の役員としての引き続いた在職期間に、他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を含む者に限る。以下この項において同じ。)又は職員が引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の他の国立大学法人等の役員又は職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、他の国立大学法人等を退職する際退職手当を支給されたものについてはこの限りではない。
 - 5 他の国立大学法人等の役員(前項に規定する者を除く。以下この項において同じ。)が引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間に

は、その者の他の国立大学法人等の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、他の国立大学法人等を退職する際退職手当を支給されたものについてはこの限りではない。

(本学職員等の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第8条 前条第2項及び第4項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、役員退職時の本給月額に、役員としての引き続いた在職期間を職員退職手当規程第9条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定を準用して算出した額とする。ただし、役員としての引き続いた在職期間のうち、国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則(平成26年度九大就規第4号)(以下この項において「年俸制細則」という。)の適用を受けていた期間がある場合の退職手当の額は、役員となる日の前日までの間に支給された年俸制細則による業績給のうちの退職手当相当額の総額を控除した額とする。

2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(退職手当の支払い)

第9条 退職手当は、法令に基づきその退職手当から控除すべき金額がある場合には、退職手当の金額からその金額を控除して支払うものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、職員退職手当規程第15条の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(遺族からの排除)

第11条 遺族からの排除については、職員退職手当規程第16条の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(退職手当の返納等の取扱い)

第12条 退職手当の返納等の取扱いについては、職員退職手当規程第17条、第18条及び第19条の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第13条 この規定の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年度九大規則第26号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年度九大規則第79号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年度九大規則第41号)

1 この規則は、平成25年2月1日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

2 平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては、この規則による改正後

の国立大学法人九州大学役員退職手当規則第3条中「100分の87」とあるのは「100分の98」と、平成25年10月1日から平成26年6月30までの間においては、同条中「100分の87」とあるのは「100分の92」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年度九大規則第69号）

この規則は、平成26年12月24日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人九州大学役員退職手当規則の規定は、平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成29年度九大規則第45号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第68号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。